

平成22年 第1回臨時会

中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議録

第 1 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 22 年 2 月 24 日）	頁
○臨時議長を紹介	3
○広域連合長挨拶	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○日程第 1 仮議席の指定	4
○日程第 2 選挙第 1 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の選挙について	4
○当選告知	5
○日程の追加について	6
○日程第 1 議席の指定	6
○日程第 2 会議録署名議員の指名	6
○日程第 3 会期の決定	6
○日程第 4 選挙第 2 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について	6
○当選告知	7
○日程第 5 議案第 6 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議規則	7
○日程第 6 議案第 7 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会傍聴規則	8
○日程第 7 選挙第 3 号 中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	8
○日程第 8 議案第 4 号 中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任について	9
○議事延長宣告	10
○日程第 9 議案第 1 号 平成 22 年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算	10
○日程第 10 議案第 2 号 中・北空知廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手續等に関する条例	16
○日程第 11 議案第 3 号 滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例	16
○日程第 12 議案第 5 号 滝川市ほか 5 組合の公平委員会設置規約の変更について	17
○日程第 13 議案第 8 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会条例	18
○日程第 14 議案第 9 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例	18
○日程第 15 議案第 10 号 滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例	19
○日程第 16 議案第 11 号 中・北空知廃棄物処理広域連合長の専決処分事項の指定について	19
○日程第 17 報告第 1 号 専決処分について（平成 21 年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算）	20
○日程第 18 報告第 2 号 専決処分について（中・北空知廃棄物処理広域連合公告式条例）	21
○日程第 19 報告第 3 号 専決処分について（中・北空知廃棄物処理広域連合事務局設置条例）	21
○日程第 20 報告第 4 号 専決処分について（中・北空知廃棄物処理広域連合職員定数条例）	22

○日程第21	報告第5号	専決処分について（中・北空知廃棄物処理広域連合職員の給与、 旅費及び勤務時間等に関する条例）	23
○日程第22	報告第6号	専決処分について（滝川市条例の準用に関する条例）	24
○日程第23	報告第7号	専決処分について（指定金融機関の指定について）	25
○閉会宣告			25

平成22年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会

平成22年2月24日(水)

午後 3時30分 開会

午後 4時47分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の選挙について

○追加日程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 2号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について
- 日程第 5 議案第 6号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議規則
- 日程第 6 議案第 7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会傍聴規則
- 日程第 7 選挙第 3号 中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 8 議案第 4号 中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任について
- 日程第 9 議案第 1号 平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算
- 日程第10 議案第 2号 中・北空知廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例
- 日程第11 議案第 3号 滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 5号 滝川市ほか5組合の公平委員会設置規約の変更について
- 日程第13 議案第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会条例
- 日程第14 議案第 9号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例
- 日程第15 議案第10号 滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第11号 中・北空知廃棄物処理広域連合長の専決処分事項の指定について
- 日程第17 報告第 1号 専決処分について(平成21年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算)
- 日程第18 報告第 2号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合公告式条例)
- 日程第19 報告第 3号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合事務局設置条例)
- 日程第20 報告第 4号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合職員定数条例)
- 日程第21 報告第 5号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合職員の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例)
- 日程第22 報告第 6号 専決処分について(滝川市条例の準用に関する条例)
- 日程第23 報告第 7号 専決処分について(指定金融機関の指定について)

○出席議員（18名）

1番	獅畑輝明君	2番	中田翼君
3番	山口清悦君	4番	水口典一君
5番	北谷文夫君	6番	中江清美君
7番	梶敏君	8番	東出治通君
9番	北畑透君	10番	笹木正男君
11番	堀内哲夫君	12番	宮野博幸君
13番	長谷川秀樹君	14番	向井敏則君
15番	速見章一君	16番	上月哲雄君
17番	佐光勉君	18番	中村保夫君

○欠席議員（0名）

○説明員

広域連合長	泉谷和美君	副広域連合長	高尾弘明君
副広域連合長	田村弘君	副広域連合長	菊谷勝利君
副広域連合長	山下貴史君	副広域連合長	北良治君
副広域連合長	加賀谷政清君	副広域連合長	岸泰夫君
副広域連合長	植田満君	副広域連合長	寺崎一郎君
副広域連合長	神薮武君	副広域連合長	西野陽一君
副広域連合長	西田篤正君	事務局長	西村孝君
事務局次長	南均君		

○本会議事務従事者

書記	新名敏幸君	書記	山下克己君
書記	高村昌直君		

◎臨時議長の紹介

○事務局長 皆様、大変御多用のところ御集り頂きまして、誠にありがとうございます。本日の会議の開会に先立ちまして、私、広域連合事務局長をしております西村と申しますが、若干時間を頂きまして御説明を申しあげます。ただ今から、中・北空知廃棄物処理広域連合議会が開催されるわけですが、本日は、初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなります。

本日、出席議員中、北谷文夫議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

北谷議員、どうぞ議長席の方へお越しくださいますようお願い申し上げます。

○書 記 ご起立願います。

○臨時議長 どうぞよろしく願います。

本日は、初議会とことでもありますし、また、広域の関係で顔のわからないお互いの議員がたくさんおられますし、理事者もおられます。限られた時間でありませうけれど、私の職責を進めてまいりますので、どうぞよろしく願いたいと思います。ありがとうございました。

着席願います。

それでは、ただ今より地方自治法第107条の規定によりまして、私、北谷文夫が臨時議会議長の職務を務めさせていただきます。何とぞご協力をよろしく願います。

開会に先立ちまして、広域連合長でございます、泉谷歌志内市長から御挨拶をいただきます。歌志内市長。

◎広域連合長挨拶

○広域連合長 ただいまご紹介いただきました、中・北空知廃棄物処理広域連合長を務めさせていただいております歌志内市長の泉谷でございます。本日の開会に当りまして御挨拶を申し上げたいと思います。議会議員そして関係市町長の皆様には、それぞれ3月定例会を控え、時節柄何かと公務ご多忙の折本日ここにお集まりいただきまして、第1回の中・北空知廃棄物処理広域連合臨時議会を開催出来ましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて広域連合の設立につきましては、関係市町の12月定例会及び1月臨時会において規約について議決をいただき、その後の設立申請を経まして、平成22年2月2日付で北海道知事から設立許可を受けたところでございます。

これもひとえに関係市町議会議員、各市町長、関係機関等の皆様のご理解とご協力の賜物と感謝を申し上げます。

また、広域連合規約に基づきまして、同日、2月2日関係市町長の投票による選挙におきまして、私が広域連合長に選出されたわけですが、副連合長にはそれぞれの各市町長の皆様にご就任をいただいたところであります。

本広域連合の処理する事務であります、ごみ処理施設の設置、管理、及びその運営に当りましては、広域ごみの適正処理、施設の安全、安定稼働、並びに環境負荷の低減等に関し、十分に配慮し当該事務を処理していかなければならないと強く思うところであります。構成14市町の負担によって賄われるものでありますので、市町を取り巻く財政運営は、これまで以上に厳しい状況にあることを踏ま

えまして、14市町の財政運営等に少しでも寄与できるよう最善の努力をして参りたいと考えております。

皆様方の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本日は初めての広域連合議会でございます。この後、本広域連合の組織、運営体制等立ち上げに必要となります、人事、関係条例、予算等の各案件につきまして御審議いただくこととなっておりますので、よろしく願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございます。

なお、ここで本日出席をしております副連合長の方々を私の方からご紹介させていただきます。

高尾赤平市長でございます。田村滝川市長でございます。菊谷砂川市長でございます。山下深川市長でございます。北奈井江町長でございます。加賀谷上砂川町長でございます。岸浦臼町長でございます。植田新十津川町長でございます。寺崎妹背牛町長でございます。神薮秩父別町長でございます。西野北竜町長でございます。西田沼田町長でございます。なお、雨竜町の藤本町長さんにつきましては、公務が重なり本日は欠席を致しております。以上でご紹介を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長 以上で御挨拶を終わります。

◎開会宣告

○臨時議長 ただいまより、本日をもって召集されました、平成22年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18名全員であります。

◎開議宣告

○臨時議長 出席議員が、定数に達しておりますので、平成22年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会は、成立をいたしました。

よってこれより本日の会議を、開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長 日程第1、仮議席の指定を議題とします。

仮議席につきましては、ただいま、ご着席の議席といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、仮議席につきましては、ただいまご着席の議席と決定いたしました。

◎日程第2 選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の選挙について

○臨時議長 選挙第1号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の選挙についてを議題といたします。事務局から説明を頂きます。

○事務局長 はい、議長。

○臨時議長 事務局長。

○事務局長 ただいま、上程されました選挙第1号の議案をお開き願います。議案提出者として印刷してございます、中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時議長の次に、北谷文夫と加筆お願いいたします。以上です。

○臨時議長 お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名選挙にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

○臨時議長 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長に、中田翼議員を指名いたします。

お諮りいたします。議長において指名いたしました、中田翼議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、中田翼議員が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長に当選されました。

◎当選告知

○臨時議長 ただいま、議長に当選されました中田翼議員が議場におられますので、本席より当選の告知をいたします。中田翼議員の議長当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○中田議員 ただいま皆さんからご推挙いただきました、滝川市議会の中田と申します。

廃棄物処理の為の広域連合議会の開設につきましては、この地域では初めての試みと存じます。その議長としてご指名いただきましたことを、非常に光栄に思いますし、その役割、重責の重さに身の引き締まる思いでございます。

方向性の定まらない国の施策の中にありまして、議会の協調、連携をもって地域の主権を守り、地域の活力を起こすことが、私たちの使命でありますことを考えます時に、この議会は今後多くの課題の解決を図っていかねばならないと思っております。

どうか皆様には多くの議論の中から平成25年の施設の完成、そしてその運営に向けて、さきほど連合長からのお話もございましたが、どうぞ格段のご協力を頂きますようお願い申しあげまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長 ありがとうございます。以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終わらせていただきます。皆様のご協力、大変ありがとうございました。新議長に交代をいたします。

◎日程の追加について

○議長 それでは、配付してございます追加日程のとおり、日程番号第1から第23までを、本日の日程に追加をし、議題といたします。

◎日程第1 議席の指定

○議長 日程第1、議席の指定を議題といたします。

議席配置図を配付させます。

(山下書記、高村書記配付)

議席につきましては、ただいまご着席のとおり、議席を指定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席につきましては、ただいまご着席の議席と決定をいたしました。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、獅畑輝明議員、笹木正男議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定をいたしました。

◎日程第4 選挙第2号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について

○議長 選挙第2号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙についてを議題といたします。

事務局長から議案について説明があります。

○事務局長 ただいま、上程されました、選挙第2号の議案をお開き願います。

議長が決定したことに伴いまして、議案提出者として印刷してございます、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の次に、中田翼と加筆お願いいたします。

なお、後ほど上程が予定されております、議案第6号から第11号及び選挙第3号の議案につきましても、それぞれ中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の次に中田翼と加筆、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思

ますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

○議 長 お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

○議 長 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長に、東出治通議員を指名いたします。

○議 長 お諮りをいたします。

ただいま、議長において指名いたしました、東出治通議員を、中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、東出治通議員が、中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長に当選をされました。

◎当選告知

○議 長 ただいま、副議長に当選されました、東出治通議員が議場におられますので、本席より当選の告知をいたします。

○議 長 東出治通議員の副議長当選承諾のあいさつをお願いいたします。

○東出議員 ただいま、副議長にご推挙いただきました、深川の東出でございます。中田議長さんと共々にスムーズな議会運営に努めて参りたいというふうに思いますので、議員各位の今後のご協力を心からお願いして、一言ご挨拶にかえます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長 おめでとうございます。

◎日程第5 議案第6号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議規則

○議 長 日程第5、議案第6号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議規則を議題といたします。

お諮りをいたします。

提案の内容につきましては、配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 はい、異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたします。本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決をされました。

◎日程第6 議案第7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会傍聴規則

○議長 長 日程第6、議案第7号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会傍聴規則を議題といたします。

お諮りをいたします。提案の内容は、配布のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたします。本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決をされました。

◎日程第7 選挙第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長 長 日程第7、選挙第3号、中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、選挙管理員、補充員ともに、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

○議長 長 お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

○議長 長 先に、中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員4名の指名を行います。

中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理員に、藤本清正氏、曾我治彦氏、松田俊雄氏、並びに小島恵子氏を指名いたします。

○議長 長 お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました各氏を中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、藤本清正氏、曾我治彦氏、松田俊雄氏、並びに小島恵子氏が中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員に当選をされました。

○議長 長 次に、補充員4名の指名を行います。

補充員は、補充の順位順に、第1順位に林弘氏、第2順位に松平久徳氏、第3順位に高畑俊孝氏、第4順位に杉田義之氏を指名いたします。

○議長 長 お諮りをいたします。

ただいま議長において指名いたしました各氏を、その順位のとおり補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって補充員は、第1順位に林弘氏、第2順位に松平久徳氏、第3順位に高畑俊孝氏、第4順位に杉田義之氏が当選をされました。

◎日程第8 議案第4号 中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任について

○議長 長 日程第8、議案第4号、中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○広域連合長。 議長。

○議長 長 広域連合長。

○広域連合長 議案第4号監査委員の選任についてご提案申しあげます。

地方自治法第292条において準用する同項第196条第1項の規定に基づき、中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員を選任したいので、同項の規定により同意を求めるところでございます。地方自治法第196条の第1項でございますが、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。この規定に基づき、識見を有する者の中から選任する者、田村榮司氏、議員のうちから選任する者、北谷文夫氏を選任についてご提案申しあげます。なお、田村榮司氏、北谷文夫氏の略歴につきましては、別途配布しておりますが、説明は省略させていただきます。以上でございますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより議案第4号のうち、田村榮司氏について質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長 長 これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議 長 これより、議案第4号のうち、田村榮司氏について採決をいたします。

本案につきましては、これに同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は、これに同意することに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、議案第4号のうち、北谷文夫氏議員について質疑に入ります。

(北谷文夫議員退席)

○議 長 この場合、地方自治法第117条の規定により、北谷議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席されておりますので、このまま会議を続行いたします。

○議 長 これより、質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議 長 これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議 長 これにより議案第4号のうち、北谷文夫議員について採決をいたします。

本案については、これに同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は、これに同意することに決定をいたしました。

(北谷文夫議員入場)

◎議事延長宣告

○議 長 まだ、会議規則には入っておりませんが、会議は4時とういうことになっておりますので、ここで延長を宣言いたします。

◎日程第9 議案第1号 平成22年度 中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算

○議 長 日程第9、議案第1号、平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算を議題といたします。

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議 長 事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました、議案第1号、平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一

般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億941万5,000円と定めたいとするものでございます。第2項におきまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、債務負担行為であります。地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるところでございます。

第3条、地方債、地方自治法第292条において準用する、同法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるところでございます。

第4条、一時借入金、地方自治法第292条において準用する、同法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は、5,600万円と定めたいとするものでございます。

2ページ、3ページには、第1表歳入歳出予算でございますので、お目通し願います。

次に、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為で、事項といたしまして、一般廃棄物ごみ処理施設建設工事、期間、平成22年度から平成24年度まで、限度額、52億7,000万円と定めたいとするものでございます。

第3表、地方債で起債の目的、一般廃棄物処理事業債限度額5,600万円、起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行、利率につきましては、4パーセント以内と定めたいとするものでございます。

5ページから7ページは、歳入歳出予算事項別明細書総括でありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、歳出よりご説明いたしますので、18、19ページをお開きください。1款1項1目議会費につきましては、52万6,000円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開きください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、職員給与関係費3,878万8,000円をはじめ、一般管理事務に要する経費として、4,468万7,000円としたいとするものでございます。

次のページをお開きください。2項選挙費1目選挙管理委員会費につきましては、15万5,000円を、3項監査委員費1目監査委員費につきましては、21万1,000円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開きください。3款衛生費1項施設建設費1目焼却施設建設費6,300万円につきましては、説明欄記載のとおり測量調査委託、地質調査委託、生活環境影響調査委託、施設整備計画等を計上したいとするものでございます。

次のページをお開きください。4款1項公債費1目利子につきましては、説明欄記載のとおり一時借入金利子といたしまして33万6,000円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、50万円。

以上、歳出合計1億941万5,000円となったところでございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項負担金1目市町負担金、5,341万2,000円でございますが、説

明欄記載のとおり5市9町、構成市町負担金であります。

予算総額1億941万5,000円より国庫支出金、地方債、繰越、諸収入を差し引きました、5,341万2,000円を施設建設経費の一般財源、これにつきましては、均等割10パーセント、固定ごみ量割90パーセント、固定ごみ量割につきましては、平成18年から20年までの3カ年平均のごみ量によります。維持経費につきましては、ごみ量割、前々年度までの過去3カ年平均のごみ量割により積算いたしました、各市町負担金でございます

次のページをお開きください。2款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費補助金1節循環型社会形成推進交付金で、交付対象事業費を6,000万円と見込み、補助率3分の1、2,000万円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開きください。3款1項1目繰越金、1,000円。

次のページ、4款諸収入1項預金利子1目預金利子、1,000円。2項雑入1目雑入、1,000円。

次のページをお開きください。5款1項地方債1目衛生債、備考欄記載のとおり一般廃棄物処理事業債といたしまして、通常債3,000万円、財源対策債600万円、計3,600万円を計上したいとするものでございます。以上、歳入合計1億941万5,000円となったところでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

○梶議員 はい。

○議長 長 7番、梶議員。

○梶議員 それでは、一般会計について確認をしたいと意味を含めてお伺いをしたいのでありますけれども、今、25ページの焼却施設建設に要する経費ということで、お伺いしたいと思います。ここで、6,300万円が、6,300万円ほどが、計上をされております。その中身は、測量、地質、生活環境、施設整備と、こういう計画の調査でございます。私は地元の人間ですので、この地質調査につきましては、私共の議会の中でも、かつて発言がありました内容なんですけれども、予定されている地域は、元炭鉱の発電所があったところで、大変問題の無い所だと思っておりますし、生活環境影響調査についても、いま、エコバレーの所の付近でありますので、これまで特に、問題が無かったというふうに思っておりますし、このように推移をして今いるわけでありまして、より安全安心のできる施設の調査内容についてお教を頂きたいと思っておりますし、また、この調査委託を受けれる業者がこの管内あるのか、その辺のところを教を頂きたいと思っております。

○議長 長 答弁を求めます。

○事務局次長 はい。

○議長 長 事務局次長。

○事務局次長 事務局次長の南でございます。よろしくお願いたします。ただいま、ご質問でございますが、安定した施設を造る為に、やはり今議員さんのおっしゃられた通り、再度全部地質など調べていきたいということで、予算を計上させていただいております。

それと、地質などの業者につきましては、管内では、あまり今、ちょっと見当たらないと言ったら語弊がございますが、札幌方面、道内、全部含めた中で選定してまいりたいと思っております。以上

です。

○梶 議員 はい。

○議 長 梶議員。

○梶 議員 いま、大変、答弁をいただいたんですけど、今4点についての話をさせていただいたつもりなんですけども、その点につきまして、後、生活環境、施設整備計画この辺のところの調査、計画ということでございます。さきほども申し上げましたように、特に、今も、これまでから今も、エコバレー焼却施設があった付近でありますから、歌志内にとっても慎重に、気を使って施設運営をおこなってきたところでもありますから、安全、安心のできる施設であり、その地域だと思っております。そんなことで、その辺のところのご答弁を、もう一度頂いて終わらせて頂きたいと思えます。

○議 長 次長、答弁をお願いします。

○事務局次長 どうも申し訳ございません。生活環境影響調査につきましても、4シーズン、冬季間から、冬季間のものは、いまやっております。それと、春から秋にかけてのものを、再度行いまして、現在確かに株式会社エコバレーの方で、安定した中の操業をしておるところでございますが、隣接地であれ、そこでどんな問題が起きるか、地域の皆様に迷惑をかけてはいけないという前提がございますので、再度調査をさせていただきます。それと、施設整備計画につきましても、平成25年4月供用開始ということが、大前提で、エコバレーの関係でございますので、それに向けて、そういう計画に入っていこうということでございます。よろしくお願ひいたします。

○中江議員 はい。

○議 長 6番、中江議員

○中江議員 それでは、初めての議会ということで、色々お聞きしたいと思えます。

まず、債務負担行為は52億7,000万円ですね。ということが出ているってことは、もう施設整備計画として焼却炉の規模がね、85トンっていうことの数字だっていうことだと思うんですね。それで今後のこの人口推計どのように見込んで、このような炉の大きさになったのか。

また、各自治体が、25年焼却開始になりますよね。それで、その時に、その時まで各自治体の可燃ごみを減量するという、なんというんですか、具体的な地域計画というんですか、それがどの程度、こう考えられて、この新しいこの型の炉になったのかということをお伺いしたいんですね。

2月2日に国の基本計画だされて、それで、中々その基本計画の中身をね、今後本当は議会の中でそれを十分議論して、提出するのが先だと思うんですが、それが期日的に間にあわないということで、提出されたといことなんです、その中身がね、変更できるとしたら、その期限がね、いつまでっていうんですか、その点をお伺いしたいと思うんですね。

あと予算の中にこの住民説明会をどのように開こうかというような、そういう予算というのが載っていないんですが、これは、ごみ問題っていうのはやはりかなり住民に、1番こう重要な、近い問題なんで、そのへんをどのように、お考えなのか。

それと、あとこの広域連合議会というのは、年に2回、開かれるとういうことで、今年初めてのこの連合議会が立ち上がった議会ですのでね、その本当に2回でいいのか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 何点になりましたか、確認いたします。

6番、全部で何点ですか。6点ですか。

○中江議員（指折り確認）

○議長 はい。では、答弁お願いいたします。順番は、問いません。

○事務局次長 はい。

○議長 次長どうぞ。

○事務局次長 人口推計の見込みでございますが、現在の各構成市町の人口の状態を調べまして、それから、目標を平成27年度においてでございますが、その推計をいたしております。それと、ごみ量につきましても、現状の量を推計し、各町で今現在、当初のごみに比べて、資源化がそれぞれ図られているなどのことを考慮いたしまして、85トンという数字を今推計いたしております。ただ、この85トンにつきましては、機械の点検ですとか、そういうもろもろの作業が年間に何割かございますので、ごみ量としては60トンちょっと位の量を推計しております。ただ施設は、3割ほど大きくなるというのが、国土交通省の施設の整備基準でございます、それで算定いたしております。その中で、可燃ごみの減量も当然含めて考えているということでございます。

次に、基本計画の内容、現在、国の方に出ささせていただいておりますのは、俗にいう補助事業でいいますところの補助申請の前段打合せ的なもの、内示を頂く的なもので、地域計画というものを出させていただいております。その中身は、変更は確かに、原則出来ませんが、その期限というものは特にございませんが、ただ4月当初、上旬ぐらいに内示が出ると思われま。それが、期限になろうとかと思いますが、ただ変更になりますと、さきほどお話、お答えいたしました、人口推計、ごみ量推計、14の町の推計を全部見直さなきゃいけないということになりまして、期間的には、相当な期間がかかると考えております。

○事務局長 議会の開催の回数ですけれども、通常、一部事務組合関係は、2月もしくは、11月か12月の2回という格好で開催させていただいております。広域連合につきましても、定例会につきましては年2回ということで、予算上22年の予算上につきましては、臨時会1回を見込み議会費として計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長 住民説明会。

○事務局長 はい。

○議長 はい、局長。

○事務局長 住民説明会の予算計上が無いのではないかということなんですけれども、予算でいきますと、一般管理費。はい、特に予算計上はいたしておりませんけれども、一般管理費の計上の予算の中で既存予算で対応可能かと考えております。以上です。

○議長 答弁終わりました。再質ございますか。

○中江議員 はい。

○議長 はい、どうぞ。

○中江議員 いろいろご説明ありがとうございます。今実際のごみ量は60トンだけど、その炉の大きさは、まあ国の基準で、大きくしなきゃならいという、そこらへんが、凄く問題だというふうに思っているんですね。これは国のことだから、地方はそのまま言うことを聞かなきゃならないという考えでもっていくと、本当にこれは大きな炉を作ってしまうと、最後の最後まで、住民負担にかかっていくわけですね。管理、運営費からずっとで、今現在稼働している焼却炉の見学した場合、本当にみんな大きいのを作って、今は大変だと、維持が、ということがお話として聞かされているわ

けですね。また、住民の方たちの、本当に、何ていうんですか、負担を少なくする為には、まずは、本当にごみの量を減らすことを、とにかくやりながら、その炉を少しでも、こう小さくというのが、住民の方たちのね、要望だというふうに思うんですね。それで、いま鳩山内閣の下で、CO2の削減ということで地球温暖化に対して、本当に焼却炉とかも、こう地元で出来ることという、やはり、そういう小さな事かもしれないですけど、やはり炉は、少しでも小さくってということで、色々伺っていると、その今現在ごみ量と、そこから計算されているということですね。今後のごみを本当に各自治体で、どのくらいこう減量していくのかっていう、その視点が何か不足しているのではないかというふうに、この予算からみて思うんですね、まあ確かにごみの分別、先進のところは相当苦勞して職員の方、されておりますが、そういったことと、本当にごみに対して、住民が払わなければならない、負担というのが、凄いかかってくるわけですので、その辺、国のそういう規制っていうんですか、そういうものに対しては、自治体としては、是非意見を上げていってほしいというふうに思うんですね。ということで、あと住民説明会については

○議長 すいません。質疑にさせていただきますか。要望ではなく、質疑を。

○中江議員 はい、すみません。住民説明会に関しては、住民がこれだけ広域になると、なかなかごみのことを、聞く機会が少なくなるわけで、そういうことで、特にこの辺を重点を持ってやっていただきたいというふうに思います。以上、終わります。

○議長 国の規制についてを、お聞きしたいということによろしいですか。

○中江議員 (うなずく)

○事務局次長 はい。

○議長 はい、次長。

○事務局次長 国の基準でございますが、計画一人当たり1日排出量とか人口などから求めた数字に対しまして、実稼働率というのがございます。実稼働率というのは、年間に、具体的に国の基準というか、要綱なんですけど、整備の補修期間が30日ほどございます。保守点検が、15日、半月のものが年2回あるだろう。後完全に止まる期間7日間みる、起動に要する日数を何日みるとか、そういうのを積み上げて、ほぼ、85日は1年の内止まるという計算がございまして、それを、365日から引くという形でございまして、それと、整備の稼働率というのは、正常に運転されておりましたが、何らかの故障ですとか、何らかの都合により一時止まることとございまして、大体、96パーセントぐらいという数字を見込んでおります。これも、国の方のそういう設計要領でございまして、そのものを、それらを、掛けていきますと、大体62、3トンというのが、85トン近くになるという、計算式で、整備の規模が決まっておるということでございまして、以上です。

○議長 はい、他に質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 はい。ではこれにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 はい。討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長 これより議案第1号を採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 はい。ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決をされました。

◎日程第10 議案第2号 中・北空知廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例

○議長 日程第10、議案第2号、中・北空知廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例を議題といたします。

○議長 提案理由の説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました議案第2号、中・北空知廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例につきましてご説明いたします。

広域連合が設置する、一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果に係る報告書等の縦覧の手続き、及び意見書の提出の方法について定めるため、制定したいとしますのでございます。以上、説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長 これより議案第2号を採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 はい。ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決をされました。

◎日程第11 議案第3号 滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例

○議長 日程第11、議案第3号、滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました、議案第3号滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第2条第1項中第6号を12号とし、第5号を6号とし、同号の次に、次の5号を加え、7号といたしまして、滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。8号といたしまして、市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例。9号といたしまして、嘱託員等の給与等に関する条例。

10号といたしまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例。11号といたしまして、財政事情の作成及び公表に関する条例。第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。第3号といたしまして、滝川市職員の定年等に関する条例。第2条第1項に次の2号を加える。といたしまして。13号といたしまして、滝川市行政財産使用料条例。14号といたしまして、税外収入金の徴収等に関する条例を、加えたいとするものです。以上、説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長 これより議案第3号を採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決をされました。

◎日程第12 議案第5号 滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更について

○議長 日程第12、議案第5号、滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました議案第5号、滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更についてをご説明いたします。

滝川市ほか5組合公平委員会に加入するため、規約を変更したいとするものでございます。以上、

説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議 長 これより議案第5号を採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決をされました。

◎日程第13 議案第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会条例

○議 長 日程第13、議案第8号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会条例を議題といたします

お諮りをいたします。

提案の内容は、配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第14 議案第9号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例

○議 長 日程第14、議案第9号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

お諮りをいたします。

提案の内容は、配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたします。
本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 はい。ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第15 議案第10号 滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第15、議案第10号、滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りをいたします。

提案の内容は、配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第10号は可決をされました。

◎日程第16 議案第11号 中・北空知廃棄物処理広域連合長の専決処分事項の指定について

○議 長 日程第16、議案第11号、中・北空知廃棄物処理広域連合長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

提案の内容は、配布のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第11号は可決をされました。

◎日程第17 報告第1号 専決処分について（平成21年度 中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算）

○議長 日程第17、報告第1号、専決処分について（平成21年度 中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算）を議題とします。

説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 報告第1号、専決処分について説明させていただきます。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めるものであります。

専決事項、平成21年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページをお開きください。21年度一般会計の内容でございますが、第1条といたしまして、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,068万7,000円と定めるところでございます。第2項といたしまして、歳入歳出予算、款別区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるところでございます。

事項別明細、歳出よりご説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きください。

歳出、1款1項1目議会費、25万円。議員報酬、費用弁償等を見込み計上したところがございます。

次のページをお開きください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、事務局職員配置に伴います職員給与関係費、事務所開設、事務用品等を見込み計上した1,004万5,000円を計上したところがございます。

次のページをお開きください。2項選挙費1目選挙管理委員会費10万円、3項監査委員費1目監査委員費9万2,000円。

次のページをお開きください。3款1項1目予備費20万円。以上、歳出合計1,068万7,000円となつたところがございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

歳入1款分担金及び負担金1項負担金1目市町負担金1,068万5,000円、説明欄記載のとおり5市9町、市町負担金の負担金となつたところがございます。

次のページをお開きください。2款諸収入1項1目預金利子1,000円、2項1目雑入1,000円、歳入合計1,068万7,000円となつたところがございます。以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本案、本件は承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 はい。ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、承認することに決定をいたしました。

◎日程第18 報告第2号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合公告式
条例)

○議長 日程第18、報告第2号、専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合公告式
条例)を議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 報告第2号専決処分について説明させていただきます。地方自治法第292条において
準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に
より報告し、承認を求めますのでございます。

専決事項、中・北空知廃棄物処理広域連合公告式条例、専決処分年月日、平成22年2月2日でご
ざいます。

次のページをお開きください。地方自治法第292条において準用する同法第16条の規定に基づ
き、条例等の公布等に関し必要な事項を定めるものでございます。以上、報告第2号の説明とさせて
いただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第19 報告第3号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合事務局設

置条例)

○議長 日程第19、報告第3号、専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合事務局設置条例)を議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 報告第3号専決処分についてご説明いたします。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

専決事項、中・北空知廃棄物処理広域連合事務局設置条例、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページを、お開きください。地方自治法第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置くものでございます。以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第20 報告第4号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合職員定数条例)

○議長 日程第20、報告第4号、専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合職員定数条例)を議題とします。

説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 報告第4号専決処分についてご説明させていただきます。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

専決事項、中・北空知廃棄物処理広域連合職員定数条例、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページをお開きください。地方自治法第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めたいとするものでございます。

第3条、定数でございます。1号で広域連合長の事務部局の職員8名。2号で、議会の書記長、書記その他の職員5名、3号で、選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員5人、4号で、監査委員の書記長、書記その他の職員5人と定めたいとするものでございます。以上、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 はい。ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第21 報告第5号 専決処分について（中・北空知廃棄物処理広域連合職員の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例）

○議 長 日程第21、報告第5号、専決処分について（中・北空知廃棄物処理広域連合職員の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議 長 事務局長。

○事務局長 報告第5号専決処分についてご説明いたします。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決事項、中・北空知廃棄物処理広域連合職員の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページをお開きください。地方自治法第292条において準用する同法第204条第3項及び地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、中・北空知廃棄物処理広域連合の職員の給与、手当、及び旅費の額、並びその支給方法、並びに勤務時間等、その他の勤務時間に関し必要な事項を定める

ものでございます。以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 はい。ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第22 報告第6号 専決処分について（滝川市条例の準用に関する条例）

○議長 日程第22、報告第6号、専決処分について（滝川市条例の準用に関する条例）を議題といたします。

説明を求めます

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 報告第6号専決処分についてご説明いたします。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決事項、滝川市条例の準用に関する条例、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページをお開きください。中・北空知廃棄物処理広域連合の運営のために行う滝川市条例の準用については、他の特別な定めがあるものを除くほか、この条例に定めるところによらし、第2条準用規定といたしまして、1号で滝川市の休日を守る条例、2号といたしまして職員の分限及び懲戒に関する条例、3号といたしまして職員のサービスの宣誓に関する条例、4号といたしまして職務に専念する義務の特例に関する条例、5号といたしまして職員の育児休業等に関する条例、6号といたしまして滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を準用するものでございます。以上、報告第6号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号は、承認することに決定をいたしました。

◎日程第23 報告第7号 専決処分について(指定金融機関の指定について)

○議長 長 日程第23、報告第7号、専決処分について(指定金融機関の指定について)を議題といたします。

説明を求めます

○事務局長 はい、議長。

○議長 長 事務局長。

○事務局長 報告第7号専決処分についてご説明いたします。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決事項、指定金融機関の指定について、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページをお開きください。指定金融機関の指定でございます。地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第168条第2項の規定により、中・北空知廃棄物処理広域連合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定する。1といたしまして、名称、北門信用金庫、2、所在地、滝川市本町1丁目2番5号、取扱事務の範囲、公金の収納及び支払に関する事務でございます。以上、報告第7号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第7号は、承認することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議 長 以上を持ちまして、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、平成22年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会を閉会いたします。

○書 記 ご起立願います。

○議 長 大変おつかれさまでした。

閉会 午後 4時47分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

中・北空知廃棄物処理広域連合議会 臨時議長

中・北空知廃棄物処理広域連合議会 議長

中・北空知廃棄物処理広域連合議会 議員

中・北空知廃棄物処理広域連合議会 議員

平成22年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会

平成22年2月24日(水)

午後 3時30分 開会

午後 4時47分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の選挙について

○追加日程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 2号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について
- 日程第 5 議案第 6号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議規則
- 日程第 6 議案第 7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会傍聴規則
- 日程第 7 選挙第 3号 中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 8 議案第 4号 中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任について
- 日程第 9 議案第 1号 平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算
- 日程第10 議案第 2号 中・北空知廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例
- 日程第11 議案第 3号 滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 5号 滝川市ほか5組合の公平委員会設置規約の変更について
- 日程第13 議案第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会条例
- 日程第14 議案第 9号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例
- 日程第15 議案第10号 滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第11号 中・北空知廃棄物処理広域連合長の専決処分事項の指定について
- 日程第17 報告第 1号 専決処分について(平成21年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算)
- 日程第18 報告第 2号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合公告式条例)
- 日程第19 報告第 3号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合事務局設置条例)
- 日程第20 報告第 4号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合職員定数条例)
- 日程第21 報告第 5号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合職員の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例)
- 日程第22 報告第 6号 専決処分について(滝川市条例の準用に関する条例)
- 日程第23 報告第 7号 専決処分について(指定金融機関の指定について)

○出席議員（18名）

1番	獅畑輝明君	2番	中田翼君
3番	山口清悦君	4番	水口典一君
5番	北谷文夫君	6番	中江清美君
7番	梶敏君	8番	東出治通君
9番	北畑透君	10番	笹木正男君
11番	堀内哲夫君	12番	宮野博幸君
13番	長谷川秀樹君	14番	向井敏則君
15番	速見章一君	16番	上月哲雄君
17番	佐光勉君	18番	中村保夫君

○欠席議員（0名）

○説明員

広域連合長	泉谷和美君	副広域連合長	高尾弘明君
副広域連合長	田村弘君	副広域連合長	菊谷勝利君
副広域連合長	山下貴史君	副広域連合長	北良治君
副広域連合長	加賀谷政清君	副広域連合長	岸泰夫君
副広域連合長	植田満君	副広域連合長	寺崎一郎君
副広域連合長	神薮武君	副広域連合長	西野陽一君
副広域連合長	西田篤正君	事務局長	西村孝君
事務局次長	南均君		

○本会議事務従事者

書記	新名敏幸君	書記	山下克己君
書記	高村昌直君		

◎臨時議長の紹介

○事務局長 皆様、大変御多用のところ御集り頂きまして、誠にありがとうございます。本日の会議の開会に先立ちまして、私、広域連合事務局長をしております西村と申しますが、若干時間を頂きまして御説明を申しあげます。ただ今から、中・北空知廃棄物処理広域連合議会が開催されるわけですが、本日は、初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなります。

本日、出席議員中、北谷文夫議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

北谷議員、どうぞ議長席の方へお越しくださいますようお願い申し上げます。

○書 記 ご起立願います。

○臨時議長 どうぞよろしく願います。

本日は、初議会とことでもありますし、また、広域の関係で顔のわからないお互いの議員がたくさんおられますし、理事者もおられます。限られた時間でありませうけれど、私の職責を進めてまいりますので、どうぞよろしく願いたいと思います。ありがとうございました。

着席願います。

それでは、ただ今より地方自治法第107条の規定によりまして、私、北谷文夫が臨時議会議長の職務を務めさせていただきます。何とぞご協力をよろしく願います。

開会に先立ちまして、広域連合長でございます、泉谷歌志内市長から御挨拶をいただきます。歌志内市長。

◎広域連合長挨拶

○広域連合長 ただいまご紹介いただきました、中・北空知廃棄物処理広域連合長を務めさせていただいております歌志内市長の泉谷でございます。本日の開会に当りまして御挨拶を申し上げたいと思います。議会議員そして関係市町長の皆様には、それぞれ3月定例会を控え、時節柄何かと公務ご多忙の折本日ここにお集まりいただきまして、第1回の中・北空知廃棄物処理広域連合臨時議会を開催出来たことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて広域連合の設立につきましては、関係市町の12月定例会及び1月臨時会において規約について議決をいただき、その後の設立申請を経まして、平成22年2月2日付で北海道知事から設立許可を受けたところでございます。

これもひとえに関係市町議会議員、各市町長、関係機関等の皆様のご理解とご協力の賜物と感謝を申し上げます。

また、広域連合規約に基づきまして、同日、2月2日関係市町長の投票による選挙におきまして、私が広域連合長に選出されたわけですが、副連合長にはそれぞれの各市町長の皆様にご就任をいただいたところであります。

本広域連合の処理する事務であります、ごみ処理施設の設置、管理、及びその運営に当りましては、広域ごみの適正処理、施設の安全、安定稼働、並びに環境負荷の低減等に関し、十分に配慮し当該事務を処理していかなければならないと強く思うところであります。構成14市町の負担によって賄われるものでありますので、市町を取り巻く財政運営は、これまで以上に厳しい状況にあることを踏ま

えまして、14市町の財政運営等に少しでも寄与できるよう最善の努力をして参りたいと考えております。

皆様方の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本日は初めての広域連合議会でございます。この後、本広域連合の組織、運営体制等立ち上げに必要となります、人事、関係条例、予算等の各案件につきまして御審議いただくこととなっておりますので、よろしく願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございます。

なお、ここで本日出席をしております副連合長の方々を私の方からご紹介させていただきます。

高尾赤平市長でございます。田村滝川市長でございます。菊谷砂川市長でございます。山下深川市長でございます。北奈井江町長でございます。加賀谷上砂川町長でございます。岸浦臼町長でございます。植田新十津川町長でございます。寺崎妹背牛町長でございます。神薮秩父別町長でございます。西野北竜町長でございます。西田沼田町長でございます。なお、雨竜町の藤本町長さんにつきましては、公務が重なり本日は欠席を致しております。以上でご紹介を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長 以上で御挨拶を終わります。

◎開会宣告

○臨時議長 ただいまより、本日をもって召集されました、平成22年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18名全員であります。

◎開議宣告

○臨時議長 出席議員が、定数に達しておりますので、平成22年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会は、成立をいたしました。

よってこれより本日の会議を、開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長 日程第1、仮議席の指定を議題とします。

仮議席につきましては、ただいま、ご着席の議席といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、仮議席につきましては、ただいまご着席の議席と決定いたしました。

◎日程第2 選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の選挙について

○臨時議長 選挙第1号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の選挙についてを議題といたします。事務局から説明を頂きます。

○事務局長 はい、議長。

○臨時議長 事務局長。

○事務局長 ただいま、上程されました選挙第1号の議案をお開き願います。議案提出者として印刷してございます、中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時議長の次に、北谷文夫と加筆お願いいたします。以上です。

○臨時議長 お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名選挙にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定いたしました。

○臨時議長 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長に、中田翼議員を指名いたします。

お諮りいたします。議長において指名いたしました、中田翼議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、中田翼議員が中・北空知廃棄物広域連合議会議長に当選されました。

◎当選告知

○臨時議長 ただいま、議長に当選されました中田翼議員が議場におられますので、本席より当選の告知をいたします。中田翼議員の議長当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○中田議員 ただいま皆さんからご推挙いただきました、滝川市議会の中田と申します。

廃棄物処理の為の広域連合議会の開設につきましては、この地域では初めての試みと存じます。その議長としてご指名いただきましたことを、非常に光栄に思いますし、その役割、重責の重さに身の引き締まる思いでございます。

方向性の定まらない国の施策の中にありまして、議会の協調、連携をもって地域の主権を守り、地域の活力を起こすことが、私たちの使命でありますことを考えます時に、この議会は今後多くの課題の解決を図っていかねばならないと思っております。

どうか皆様には多くの議論の中から平成25年の施設の完成、そしてその運営に向けて、さきほど連合長からのお話もございましたが、どうぞ格段のご協力を頂きますようお願い申しあげまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長 ありがとうございます。以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終わらせていただきます。皆様のご協力、大変ありがとうございました。新議長に交代をいたします。

◎日程の追加について

○議長 それでは、配付してございます追加日程のとおり、日程番号第1から第23までを、本日の日程に追加をし、議題といたします。

◎日程第1 議席の指定

○議長 日程第1、議席の指定を議題といたします。

議席配置図を配付させます。

(山下書記、高村書記配付)

議席につきましては、ただいまご着席のとおり、議席を指定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席につきましては、ただいまご着席の議席と決定をいたしました。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、獅畑輝明議員、笹木正男議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定をいたしました。

◎日程第4 選挙第2号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について

○議長 選挙第2号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙についてを議題といたします。

事務局長から議案について説明があります。

○事務局長 ただいま、上程されました、選挙第2号の議案をお開き願います。

議長が決定したことに伴いまして、議案提出者として印刷してございます、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の次に、中田翼と加筆お願いいたします。

なお、後ほど上程が予定されております、議案第6号から第11号及び選挙第3号の議案につきましても、それぞれ中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の次に中田翼と加筆、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思

ますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

○議 長 お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

○議 長 中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長に、東出治通議員を指名いたします。

○議 長 お諮りをいたします。

ただいま、議長において指名いたしました、東出治通議員を、中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、東出治通議員が、中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長に当選をされました。

◎当選告知

○議 長 ただいま、副議長に当選されました、東出治通議員が議場におられますので、本席より当選の告知をいたします。

○議 長 東出治通議員の副議長当選承諾のあいさつをお願いいたします。

○東出議員 ただいま、副議長にご推挙いただきました、深川の東出でございます。中田議長さんと共々にスムーズな議会運営に努めて参りたいというふうに思いますので、議員各位の今後のご協力を心からお願いして、一言ご挨拶にかえます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長 おめでとうございます。

◎日程第5 議案第6号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議規則

○議 長 日程第5、議案第6号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議規則を議題といたします。

お諮りをいたします。

提案の内容につきましては、配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 はい、異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたします。本案を可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決をされました。

◎日程第6 議案第7号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会傍聴規則

○議長 長 日程第6、議案第7号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会傍聴規則を議題といたします。

お諮りをいたします。提案の内容は、配布のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたします。本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決をされました。

◎日程第7 選挙第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長 長 日程第7、選挙第3号、中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、選挙管理員、補充員ともに、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

○議長 長 お諮りをいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

○議長 長 先に、中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員4名の指名を行います。

中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理員に、藤本清正氏、曾我治彦氏、松田俊雄氏、並びに小島恵子氏を指名いたします。

○議長 長 お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました各氏を中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、藤本清正氏、曾我治彦氏、松田俊雄氏、並びに小島恵子氏が中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員に当選をされました。

○議長 長 次に、補充員4名の指名を行います。

補充員は、補充の順位順に、第1順位に林弘氏、第2順位に松平久徳氏、第3順位に高畑俊孝氏、第4順位に杉田義之氏を指名いたします。

○議長 長 お諮りをいたします。

ただいま議長において指名いたしました各氏を、その順位のとおり補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって補充員は、第1順位に林弘氏、第2順位に松平久徳氏、第3順位に高畑俊孝氏、第4順位に杉田義之氏が当選をされました。

◎日程第8 議案第4号 中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任について

○議長 長 日程第8、議案第4号、中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○広域連合長。 議長。

○議長 長 広域連合長。

○広域連合長 議案第4号監査委員の選任についてご提案申しあげます。

地方自治法第292条において準用する同項第196条第1項の規定に基づき、中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員を選任したいので、同項の規定により同意を求めます。地方自治法第196条の第1項でございますが、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。この規定に基づき、識見を有する者の中から選任する者、田村榮司氏、議員のうちから選任する者、北谷文夫氏を選任についてご提案申しあげます。なお、田村榮司氏、北谷文夫氏の略歴につきましては、別途配布しておりますが、説明は省略させていただきます。以上でございますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより議案第4号のうち、田村榮司氏について質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長 長 これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議 長 これより、議案第4号のうち、田村榮司氏について採決をいたします。

本案につきましては、これに同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は、これに同意することに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、議案第4号のうち、北谷文夫氏議員について質疑に入ります。

(北谷文夫議員退席)

○議 長 この場合、地方自治法第117条の規定により、北谷議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席されておりますので、このまま会議を続行いたします。

○議 長 これより、質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議 長 これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議 長 これにより議案第4号のうち、北谷文夫議員について採決をいたします。

本案については、これに同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は、これに同意することに決定をいたしました。

(北谷文夫議員入場)

◎議事延長宣告

○議 長 まだ、会議規則には入っておりませんが、会議は4時とういうことになっておりますので、ここで延長を宣言いたします。

◎日程第9 議案第1号 平成22年度 中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算

○議 長 日程第9、議案第1号、平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算を議題といたします。

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議 長 事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました、議案第1号、平成22年度中・北空知廃棄物処理広域連合一

般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億941万5,000円と定めたいとするものでございます。第2項におきまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、債務負担行為であります。地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるところでございます。

第3条、地方債、地方自治法第292条において準用する、同法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるところでございます。

第4条、一時借入金、地方自治法第292条において準用する、同法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は、5,600万円と定めたいとするものでございます。

2ページ、3ページには、第1表歳入歳出予算でございますので、お目通し願います。

次に、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為で、事項といたしまして、一般廃棄物ごみ処理施設建設工事、期間、平成22年度から平成24年度まで、限度額、52億7,000万円と定めたいとするものでございます。

第3表、地方債で起債の目的、一般廃棄物処理事業債限度額5,600万円、起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行、利率につきましては、4パーセント以内と定めたいとするものでございます。

5ページから7ページは、歳入歳出予算事項別明細書総括でありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、歳出よりご説明いたしますので、18、19ページをお開きください。1款1項1目議会費につきましては、52万6,000円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開きください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、職員給与関係費3,878万8,000円をはじめ、一般管理事務に要する経費として、4,468万7,000円としたいとするものでございます。

次のページをお開きください。2項選挙費1目選挙管理委員会費につきましては、15万5,000円を、3項監査委員費1目監査委員費につきましては、21万1,000円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開きください。3款衛生費1項施設建設費1目焼却施設建設費6,300万円につきましては、説明欄記載のとおり測量調査委託、地質調査委託、生活環境影響調査委託、施設整備計画等を計上したいとするものでございます。

次のページをお開きください。4款1項公債費1目利子につきましては、説明欄記載のとおり一時借入金利子といたしまして33万6,000円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、50万円。

以上、歳出合計1億941万5,000円となったところでございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項負担金1目市町負担金、5,341万2,000円でございますが、説

明欄記載のとおり5市9町、構成市町負担金であります。

予算総額1億941万5,000円より国庫支出金、地方債、繰越、諸収入を差し引きました、5,341万2,000円を施設建設経費の一般財源、これにつきましては、均等割10パーセント、固定ごみ量割90パーセント、固定ごみ量割につきましては、平成18年から20年までの3カ年平均のごみ量によります。維持経費につきましては、ごみ量割、前々年度までの過去3カ年平均のごみ量割により積算いたしました、各市町負担金でございます

次のページをお開きください。2款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費補助金1節循環型社会形成推進交付金で、交付対象事業費を6,000万円と見込み、補助率3分の1、2,000万円を計上したいとするものでございます。

次のページをお開きください。3款1項1目繰越金、1,000円。

次のページ、4款諸収入1項預金利子1目預金利子、1,000円。2項雑入1目雑入、1,000円。

次のページをお開きください。5款1項地方債1目衛生債、備考欄記載のとおり一般廃棄物処理事業債といたしまして、通常債3,000万円、財源対策債600万円、計3,600万円を計上したいとするものでございます。以上、歳入合計1億941万5,000円となったところでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

○梶議員 はい。

○議長 長 7番、梶議員。

○梶議員 それでは、一般会計について確認をしたいと意味を含めてお伺いをしたいのでありますけれども、今、25ページの焼却施設建設に要する経費ということで、お伺いしたいと思います。ここで、6,300万円が、6,300万円ほどが、計上をされております。その中身は、測量、地質、生活環境、施設整備と、こういう計画の調査でございます。私は地元の人間ですので、この地質調査につきましては、私共の議会の中でも、かつて発言がありました内容なんですけれども、予定されている地域は、元炭鉱の発電所があったところで、大変問題の無い所だと思っておりますし、生活環境影響調査についても、いま、エコバレーの所の付近でありますので、これまで特に、問題が無かったというふうに思っておりますし、このように推移をして今いるわけでありまして、より安全安心のできる施設の調査内容についてお教を頂きたいと思っておりますし、また、この調査委託を受けれる業者がこの管内あるのか、その辺のところを教を頂きたいと思っております。

○議長 長 答弁を求めます。

○事務局次長 はい。

○議長 長 事務局次長。

○事務局次長 事務局次長の南でございます。よろしくお願いたします。ただいま、ご質問でございますが、安定した施設を造る為に、やはり今議員さんのおっしゃられた通り、再度全部地質など調べていきたいということで、予算を計上させていただいております。

それと、地質などの業者につきましては、管内では、あまり今、ちょっと見当たらないと言ったら語弊がございますが、札幌方面、道内、全部含めた中で選定してまいりたいと思っております。以上

です。

○梶 議員 はい。

○議 長 梶議員。

○梶 議員 いま、大変、答弁をいただいたんですけど、今4点についての話をさせていただいたつもりなんですけども、その点につきまして、後、生活環境、施設整備計画この辺のところの調査、計画ということでございます。さきほども申し上げましたように、特に、今も、これまでから今も、エコバレー焼却施設があった付近でありますから、歌志内にとっても慎重に、気を使って施設運営をおこなってきたところでもありますから、安全、安心のできる施設であり、その地域だと思っております。そんなことで、その辺のところのご答弁を、もう一度頂いて終わらせて頂きたいと思えます。

○議 長 次長、答弁をお願いします。

○事務局次長 どうも申し訳ございません。生活環境影響調査につきましても、4シーズン、冬季間から、冬季間のものは、いまやっております。それと、春から秋にかけてのものを、再度行いまして、現在確かに株式会社エコバレーの方で、安定した中の操業をしておるところでございますが、隣接地であれ、そこでどんな問題が起きるか、地域の皆様に迷惑をかけてはいけないという前提がございますので、再度調査をさせていただきます。それと、施設整備計画につきましても、平成25年4月供用開始ということが、大前提で、エコバレーの関係でございますので、それに向けて、そういう計画に入っていこうということでございます。よろしく願いいたします。

○中江議員 はい。

○議 長 6番、中江議員

○中江議員 それでは、初めての議会ということで、色々お聞きしたいと思えます。

まず、債務負担行為は52億7,000万円ですね。ということが出ているってことは、もう施設整備計画として焼却炉の規模がね、85トンっていうことの数字だっていうことだと思うんですね。それで今後のこの人口推計どのように見込んで、このような炉の大きさになったのか。

また、各自治体が、25年焼却開始になりますよね。それで、その時に、その時まで各自治体の可燃ごみを減量するという、なんというんですか、具体的な地域計画というんですか、それがどの程度、こう考えられて、この新しいこの型の炉になったのかということをお伺いしたいんですね。

2月2日に国の基本計画だされて、それで、中々その基本計画の中身をね、今後本当は議会の中でそれを十分議論して、提出するのが先だと思うんですが、それが期日的に間にあわないということで、提出されたといことなんですが、その中身がね、変更できるとしたら、その期限がね、いつまでっていうんですか、その点をお伺いしたいと思うんですね。

あと予算の中にこの住民説明会をどのように開こうかというような、そういう予算というのが載っていないんですが、これは、ごみ問題っていうのはやはりかなり住民に、1番こう重要な、近い問題なんで、そのへんをどのように、お考えなのか。

それと、あとこの広域連合議会というのは、年に2回、開かれるとういうことで、今年は初めてのこの連合議会が立ち上がった議会ですのでね、その本当に2回でいいのか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長 何点になりましたか、確認いたします。

6番、全部で何点ですか。6点ですか。

○中江議員（指折り確認）

○議長 はい。では、答弁お願いいたします。順番は、問いません。

○事務局次長 はい。

○議長 次長どうぞ。

○事務局次長 人口推計の見込みでございますが、現在の各構成市町の人口の状態を調べまして、それから、目標を平成27年度においてでございますが、その推計をいたしております。それと、ごみ量につきましても、現状の量を推計し、各町で今現在、当初のごみに比べて、資源化がそれぞれ図られているなどのことを考慮いたしまして、85トンという数字を今推計いたしております。ただ、この85トンにつきましては、機械の点検ですとか、そういうもろもろの作業が年間に何割かございますので、ごみ量としては60トンちょっと位の量を推計しております。ただ施設は、3割ほど大きくなるというのが、国土交通省の施設の整備基準でございます、それで算定いたしております。その中で、可燃ごみの減量も当然含めて考えているということでございます。

次に、基本計画の内容、現在、国の方に出ささせていただいておりますのは、俗にいう補助事業でいいますところの補助申請の前段打合せ的なもの、内示を頂く的なもので、地域計画というものを出させていただいております。その中身は、変更は確かに、原則出来ませんが、その期限というものは特にございませんが、ただ4月当初、上旬ぐらいに内示が出ると思われれます。それが、期限になろうとかと思えますが、ただ変更になりますと、さきほどお話、お答えいたしました、人口推計、ごみ量推計、14の町の推計を全部見直さなきゃいけないということになりまして、期間的には、相当な期間がかかると考えております。

○事務局長 議会の開催の回数ですけれども、通常、一部事務組合関係は、2月もしくは、11月から12月の2回という格好で開催させていただいております。広域連合につきましても、定例会につきましては年2回ということで、予算上22年の予算上につきましては、臨時会1回を見込み議会費として計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長 住民説明会。

○事務局長 はい。

○議長 はい、局長。

○事務局長 住民説明会の予算計上が無いのではないかということなんですけれども、予算でいきますと、一般管理費。はい、特に予算計上はいたしておりませんけれども、一般管理費の計上の予算の中で既存予算で対応可能かと考えております。以上です。

○議長 答弁終わりました。再質ございますか。

○中江議員 はい。

○議長 はい、どうぞ。

○中江議員 いろいろご説明ありがとうございます。今実際のごみ量は60トンだけど、その炉の大きさは、まあ国の基準で、大きくしなきゃならいという、そこらへんが、凄く問題だというふうに思っているんですね。これは国のことだから、地方はそのまま言うことを聞かなきゃならないという考えでもっていくと、本当にこれは大きな炉を作ってしまうと、最後の最後まで、住民負担にかかっていくわけですね。管理、運営費からずっとで、今現在稼働している焼却炉の見学した場合、本当にみんな大きいのを作って、今は大変だと、維持が、ということがお話として聞かされているわ

けですね。また、住民の方たちの、本当に、何ていうんですか、負担を少なくする為には、まずは、本当にごみの量を減らすことを、とにかくやりながら、その炉を少しでも、こう小さくというのが、住民の方たちのね、要望だというふうに思うんですね。それで、いま鳩山内閣の下で、CO2の削減ということで地球温暖化に対して、本当に焼却炉とかも、こう地元で出来ることという、やはり、そういう小さな事かもしれないですけど、やはり炉は、少しでも小さくってということで、色々伺っていると、その今現在ごみ量と、そこから計算されているということですね。今後のごみを本当に各自治体で、どのくらいこう減量していくのかっていう、その視点が何か不足しているのではないかというふうに、この予算からみて思うんですね、まあ確かにごみの分別、先進のところは相当苦勞して職員の方、されておりますが、そういったことと、本当にごみに対して、住民が払わなければならない、負担というのが、凄いかかってくるわけですので、その辺、国のそういう規制っていうんですか、そういうものに対しては、自治体としては、是非意見を上げていってほしいというふうに思うんですね。ということで、あと住民説明会については

○議長 すいません。質疑にさせていただきますか。要望ではなく、質疑を。

○中江議員 はい、すみません。住民説明会に関しては、住民がこれだけ広域になると、なかなかごみのことを、聞く機会が少なくなるわけで、そういうことで、特にこの辺を重点を持ってやっていただきたいというふうに思います。以上、終わります。

○議長 国の規制についてを、お聞きしたいということによろしいですか。

○中江議員 (うなずく)

○事務局次長 はい。

○議長 はい、次長。

○事務局次長 国の基準でございますが、計画一人当たり1日排出量とか人口などから求めた数字に対しまして、実稼働率というのがございます。実稼働率というのは、年間に、具体的に国の基準というか、要綱なんですけど、整備の補修期間が30日ほどございます。保守点検が、15日、半月のものが年2回あるだろう。後完全に止まる期間7日間みる、起動に要する日数を何日みるとか、そういうのを積み上げて、ほぼ、85日は1年の内止まるという計算がございまして、それを、365日から引張るという形でございまして、それと、整備の稼働率というのは、正常に運転されておりましたが、何らかの故障ですとか、何らかの都合により一時止まることとございまして、大体、96パーセントぐらいという数字を見込んでおります。これも、国の方のそういう設計要領でございまして、そのものを、それらを、掛けていきますと、大体62、3トンというのが、85トン近くになるという、計算式で、整備の規模が決まっておるということでございまして、以上です。

○議長 はい、他に質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 はい。ではこれにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 はい。討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長 これより議案第1号を採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 はい。ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決をされました。

◎日程第10 議案第2号 中・北空知廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例

○議長 日程第10、議案第2号、中・北空知廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例を議題といたします。

○議長 提案理由の説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました議案第2号、中・北空知廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例につきましてご説明いたします。

広域連合が設置する、一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果に係る報告書等の縦覧の手続き、及び意見書の提出の方法について定めるため、制定したいとすることでございます。以上、説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長 長 これより議案第2号を採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 はい。ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決をされました。

◎日程第11 議案第3号 滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第11、議案第3号、滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました、議案第3号滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第2条第1項中第6号を12号とし、第5号を6号とし、同号の次に、次の5号を加え、7号といたしまして、滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。8号といたしまして、市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例。9号といたしまして、嘱託員等の給与等に関する条例。

10号といたしまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例。11号といたしまして、財政事情の作成及び公表に関する条例。第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。第3号といたしまして、滝川市職員の定年等に関する条例。第2条第1項に次の2号を加える。といたしまして。13号といたしまして、滝川市行政財産使用料条例。14号といたしまして、税外収入金の徴収等に関する条例を、加えたいとするものです。以上、説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長 これより議案第3号を採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決をされました。

◎日程第12 議案第5号 滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更について

○議長 日程第12、議案第5号、滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 ただいま上程されました議案第5号、滝川市ほか5組合の公平委員会共同設置規約の変更についてをご説明いたします。

滝川市ほか5組合公平委員会に加入するため、規約を変更したいとするものでございます。以上、

説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議 長 これより議案第5号を採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決をされました。

◎日程第13 議案第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会条例

○議 長 日程第13、議案第8号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会条例を議題といたします

お諮りをいたします。

提案の内容は、配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第14 議案第9号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例

○議 長 日程第14、議案第9号、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

お諮りをいたします。

提案の内容は、配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたします。
本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 はい。ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第15 議案第10号 滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第15、議案第10号、滝川市条例の準用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りをいたします。

提案の内容は、配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第10号は可決をされました。

◎日程第16 議案第11号 中・北空知廃棄物処理広域連合長の専決処分事項の指定について

○議 長 日程第16、議案第11号、中・北空知廃棄物処理広域連合長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

提案の内容は、配布のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決をいたします。

本案を可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第11号は可決をされました。

◎日程第17 報告第1号 専決処分について（平成21年度 中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算）

○議長 日程第17、報告第1号、専決処分について（平成21年度 中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算）を議題とします。

説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 報告第1号、専決処分について説明させていただきます。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めるものであります。

専決事項、平成21年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページをお開きください。21年度一般会計の内容でございますが、第1条といたしまして、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,068万7,000円と定めるところでございます。第2項といたしまして、歳入歳出予算、款別区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるところでございます。

事項別明細、歳出よりご説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きください。

歳出、1款1項1目議会費、25万円。議員報酬、費用弁償等を見込み計上したところがございます。

次のページをお開きください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、事務局職員配置に伴います職員給与関係費、事務所開設、事務用品等を見込み計上した1,004万5,000円を計上したところがございます。

次のページをお開きください。2項選挙費1目選挙管理委員会費10万円、3項監査委員費1目監査委員費9万2,000円。

次のページをお開きください。3款1項1目予備費20万円。以上、歳出合計1,068万7,000円となつたところがございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

歳入1款分担金及び負担金1項負担金1目市町負担金1,068万5,000円、説明欄記載のとおり5市9町、市町負担金の負担金となつたところがございます。

次のページをお開きください。2款諸収入1項1目預金利子1,000円、2項1目雑入1,000円、歳入合計1,068万7,000円となつたところがございます。以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本案、本件は承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 はい。ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、承認することに決定をいたしました。

◎日程第18 報告第2号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合公告式
条例)

○議長 日程第18、報告第2号、専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合公告式
条例)を議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 報告第2号専決処分について説明させていただきます。地方自治法第292条において
準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に
より報告し、承認を求めるものでございます。

専決事項、中・北空知廃棄物処理広域連合公告式条例、専決処分年月日、平成22年2月2日でご
ざいます。

次のページをお開きください。地方自治法第292条において準用する同法第16条の規定に基づ
き、条例等の公布等に関し必要な事項を定めるものでございます。以上、報告第2号の説明とさせて
いただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第19 報告第3号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合事務局設

置条例)

○議長 日程第19、報告第3号、専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合事務局設置条例)を議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 報告第3号専決処分についてご説明いたします。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

専決事項、中・北空知廃棄物処理広域連合事務局設置条例、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページを、お開きください。地方自治法第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置くものでございます。以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第20 報告第4号 専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合職員定数条例)

○議長 日程第20、報告第4号、専決処分について(中・北空知廃棄物処理広域連合職員定数条例)を議題とします。

説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 報告第4号専決処分についてご説明させていただきます。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

専決事項、中・北空知廃棄物処理広域連合職員定数条例、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページをお開きください。地方自治法第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めたいとするものでございます。

第3条、定数でございます。1号で広域連合長の事務部局の職員8名。2号で、議会の書記長、書記その他の職員5名、3号で、選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員5人、4号で、監査委員の書記長、書記その他の職員5人と定めたいとするものでございます。以上、報告第4号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議 長 はい。ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第21 報告第5号 専決処分について（中・北空知廃棄物処理広域連合職員の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例）

○議 長 日程第21、報告第5号、専決処分について（中・北空知廃棄物処理広域連合職員の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長 はい、議長。

○議 長 事務局長。

○事務局長 報告第5号専決処分についてご説明いたします。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決事項、中・北空知廃棄物処理広域連合職員の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページをお開きください。地方自治法第292条において準用する同法第204条第3項及び地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、中・北空知廃棄物処理広域連合の職員の給与、手当、及び旅費の額、並びその支給方法、並びに勤務時間等、その他の勤務時間に関し必要な事項を定める

ものでございます。以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 はい。ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号は、承認することに決定いたしました。

◎日程第22 報告第6号 専決処分について（滝川市条例の準用に関する条例）

○議長 日程第22、報告第6号、専決処分について（滝川市条例の準用に関する条例）を議題といたします。

説明を求めます

○事務局長 はい、議長。

○議長 事務局長。

○事務局長 報告第6号専決処分についてご説明いたします。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決事項、滝川市条例の準用に関する条例、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページをお開きください。中・北空知廃棄物処理広域連合の運営のために行う滝川市条例の準用については、他の特別な定めがあるものを除くほか、この条例に定めるところによらし、第2条準用規定といたしまして、1号で滝川市の休日を守る条例、2号といたしまして職員の分限及び懲戒に関する条例、3号といたしまして職員のサービスの宣誓に関する条例、4号といたしまして職務に専念する義務の特例に関する条例、5号といたしまして職員の育児休業等に関する条例、6号といたしまして滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を準用するものでございます。以上、報告第6号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号は、承認することに決定をいたしました。

◎日程第23 報告第7号 専決処分について(指定金融機関の指定について)

○議長 長 日程第23、報告第7号、専決処分について(指定金融機関の指定について)を議題といたします。

説明を求めます

○事務局長 はい、議長。

○議長 長 事務局長。

○事務局長 報告第7号専決処分についてご説明いたします。地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決事項、指定金融機関の指定について、専決処分年月日、平成22年2月2日でございます。

次のページをお開きください。指定金融機関の指定でございます。地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第168条第2項の規定により、中・北空知廃棄物処理広域連合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定する。1といたしまして、名称、北門信用金庫、2、所在地、滝川市本町1丁目2番5号、取扱事務の範囲、公金の収納及び支払に関する事務でございます。以上、報告第7号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります、質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり。)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。本件は承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり。)

○議長 長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第7号は、承認することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議 長 以上を持ちまして、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、平成22年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会を閉会いたします。

○書 記 ご起立願います。

○議 長 大変おつかれさまでした。

閉会 午後 4時47分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

中・北空知廃棄物処理広域連合議会 臨時議長

中・北空知廃棄物処理広域連合議会 議長

中・北空知廃棄物処理広域連合議会 議員

中・北空知廃棄物処理広域連合議会 議員